

地方自治体のデジタル化の推進におけるデジタル庁の役割

はじめに

筆者は、平成30年7月から内閣情報通信技術（IT）総合戦略室（以下「IT室」という。）に勤務し、地方自治体のデジタル化を推進してきた。令和2年4月から総務省に勤務したが、同年9月にデジタル庁設置のため、IT室にデジタル改革関連法案準備室が設置されると同時に、再び、当室に配属され、デジタル庁設置法案に携った。法案成立後から現在に至るまで、IT室において再び地方自治体のデジタル化を推進している。したがって、「デジタル庁設置に伴う地方自治体への影響等」についての貴誌からの執筆依頼に対し、そのような経験を踏まえてお答えしたいと考えているが、本稿における見解については、個人としての見解であり、所属する組織を代表するものではない点をお許しいただきたい。

デジタル庁設置の経緯

まず、デジタル庁設置の経緯を振り返りたい。きっかけは、新型コロナウイルス感染症である。感染症拡大前は、もともとIT室（政府CIO）の強化が検討されていたが、感染症対策を行う中で、多様な分野でデジタル化への課題が浮き彫りとなった。顕在化した課題へ対応

である。デジタル庁設置の根拠法は、デジタル庁設置法であるが、その根拠となっているのがデジタル社会形成基本法であり、その理解の上で、デジタル庁設置法を見なければ、理解が十分とは言えないだろう。

デジタル社会形成基本法から見るデジタル庁の役割

デジタル庁設置の根拠法文は、デジタル社会形成基本法第36条である。デジタル庁の本務の中心は、同条に規定する「デジタル社会の形成」である。これは、何を意味するのであろうか。「デジタル社会の形成」については、デジタル社会形成基本法第2条にその定義がある。

同条は、デジタル庁そのものを定義するのではなく、デジタル技術を活用した社会を定義するところに法上の工夫がある。ポイントは、従前のIT基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）にもある「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信する」ことに加え、「多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用する」ことが新たな要素となっていることである。これは、政府が進めているSociety 5.0の世界観とも重なる概念であり、よりデータの活用が強調されている。

そのようなデジタル社会形成における「基本理念」がデジタル社会形成基本法の第2章に規定されている。これらは、慶応大学の村井純先生を座長に開催された「デジタル改革関連法案ワーキンググループ」で議論された「デジタル

するためには、IT室の強化ではなく、もっと

抜本的な対応の必要があるとの考えから、デジタル改革関係閣僚会議（令和2年9月23日）において菅内閣総理大臣から「行政の縦割りを打破するデジタル施策に喫緊に取り組み必要が生じたことを踏まえると、多様な人材を集め、従来の役所とは一線を画した次のデジタル社会をリードする強い組織を立ち上げることが必要である」として、強力な司令塔機能を有するデジタル庁を創設する旨の指示がなされ、令和3年通常国会に必要な法案を提出すべく、令和2年末には基本方針を定めることとされた。

菅内閣総理大臣の指示を受けて、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT本部）の下に開催されたデジタル・ガバメント閣僚会議のデジタル改革関連法案ワーキンググループ及びデジタル改革関連法案ワーキンググループ作業部会において具体的な検討が行われ、令和2年11月20日に「デジタル改革関連法案ワーキンググループ作業部会とりまとめ」が、同日26日に「デジタル改革関連法案ワーキンググループとりまとめ」が作成された。政府は、これらの議論を踏まえ、デジタル社会の将来像やIT基本法の見直しの考え方、デジタル庁の設置の考え方等についての方針として「デジタル社会

社会形成における10原則」を法文化したものである。それらはどれも重要な原則であるが、中心的な理念は「誰一人取り残さない」デジタル化であろう。その理念は、同法第3条に規定されている。

同条が示す「誰もがデジタル技術の恵沢を享受できる」という我が国が目指すデジタル社会は、アメリカのようにデジタルの恩恵を享受できるものが享受すればよいとする格差を前提とした社会でも、中国のようにそれを享受することを望む、望まないにかかわらず強制的にデジタル化を進める社会でもない。日本社会が目指す「誰もがデジタル技術の恵沢を享受できる」社会は、デジタルディバイドを埋めつつ、デジタルの恩恵を享受することを望まない者に対しデジタルを強制しない。とすると、デジタルとリアルとのダブルトラックが存在することになるが、サービスを提供する側にとってダブルトラックはコストである。みなさんはこの理念をどう捉え、デジタル化を進めると直面するこの課題にどう対処していくだろうか。

おそらく個々の事案ごとにそのバランスを考える必要があるであろうが、少なくとも、UI/UXを徹底したデジタルの活用は、デジタルに苦手意識のある者に対して、実はリアルで行うよりも簡単で便利である。その体験をいかに得ていただき、共感を広げるか、がポイントになるのではないだろうか。

デジタル社会形成基本法は、第3章において、国、地方公共団体及び事業者の責務等について規定している。読者にとっては、国と地方

専門家が読み解く

自治体の今



デジタル庁 統括官（デジタル社会共通機能担当）付 参事官（地方業務システム基盤担当 兼 ID/認証・マイナンバー担当）

浦上 哲朗

うらかみ てつろう ● 和歌山県総務部長
平成28年7月 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室企画官
平成30年7月 総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長
令和2年4月 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室企画官
令和2年9月 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室参事官
令和3年7月 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室参事官
令和3年9月 現職

の実現に向けた改革の基本方針」を同年12月25日に閣議決定し、令和3年2月9日に、デジタル社会形成基本法案等のデジタル改革関連法案の一つとしてデジタル庁設置法案（令和3年9月1日施行）を閣議決定した。同法案は、国会審議を経て、同年5月12日に成立し、施行日は同年9月1日となっている。

デジタル庁を理解するために

デジタル庁の設置は9月1日であり原稿執筆時において存在していないため、ここでは、デジタル庁がどのような組織を意図されたものであるのかを記載したい。その理解のためには、法令を見ることが一番正確かつ重要である。e・GOVの法令検索等で検索し、2つの法令を手元に用意していただきたい。1つはデジタル庁設置法、もう1つはデジタル社会形成基本法

公共団体の責務を規定しているデジタル社会形成基本法第13条から第15条までが気になるだろう。中でも特に重要な規定は、デジタル社会形成基本法第15条である。

国と地方公共団体は相互に連携しなければならないことはどのような政策分野においても問われることである。それを敢えて、デジタル社会形成にあたっての責務として法に規定しているのはなぜだろうか。

ここに「デジタル」が有する本質的な価値があらわれている。「デジタル」の力を使えば、時間も場所も超えて情報を連携させることができる。しかし、国と地方公共団体の間で相互に連携しなければ、その「デジタル」の力を活用することができない。したがって、デジタル社会形成のためには、国と地方公共団体が相互に連携することはますます重要となることから、同法第15条にあえて規定されているのだろう。

このような考え方は、国と地方公共団体の間の関係だけではない。国の行政機関間、国と事業者、地方公共団体と事業者、国と地方公共団体と事業者などにも当てはまるものである。こうした「多様な主体による相互の連携」の重要性は、第4章の施策の策定の基本方針において貫かれている。

例えば、デジタル社会形成基本法第20条及び第22条においては、「多様な主体」という用語が4回も規定されている。特に、デジタル社会形成基本法第22条は、多様な主体が相互に連携するために必要な要素として、情報交換システム、データ、API（外部連携機能）を掲げて

おり、デジタル社会の大きなグランドデザインの要素が規定されている。

デジタル社会形成基本法は、「デジタル庁」に対し、デジタル社会形成基本法第36条において、デジタル社会形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを求めている。デジタル社会形成に関する事務とは、「誰もがデジタル技術の恵沢を享受できる」（誰一人取り残さない）デジタル社会形成を目指し、多様な主体がそれぞれバラバラに取り組みのではなく、相互に連携するように取り組むことである。デジタル庁はそのためのプラットフォームとして、情報交換システム、データ、APIについて一定の役割を担うことが意図されていることになる。

デジタル庁設置法から見るデジタル庁の仕組み

デジタル社会形成基本法第36条の「別に法律に定めるところにより」の「別の法律」がデジタル庁設置法になる。デジタル庁は、多様な主体を相互に連携させるプラットフォームとして、組織法上、非常に強い権限が与えられているとともに、民間人材を受け入れるための个性的な組織となっている。

主な特徴は、次の3点である。

(1) 設置

デジタル庁設置法第2条において、デジタル庁は内閣に直属の組織として設置されることになる。このことは、強力な司令塔権限を持つ組織であることを宣言するとともに、他の省庁と異なり国家行政組織法の規律を受けないことも

示している。

(2) 所掌事務

デジタル庁設置法第4条第1項において、これまでのIT室と同様に、他省庁が分担している事務を「総合調整」する事務を行うことを規定している。IT室と異なるのは、同条第2項である。これは、いわゆる「分担管理事務」と言われ、他省庁が分担しない事務を、デジタル庁が責任をもって所掌することを規定している。これまでIT室は総合調整事務を有するのみであったため、「第三者的」「批評家」と批判されることもあった。分担管理事務も所掌することにより、その権限を有すると同時に、執行する責任も負うことになる。

(3) 組織

デジタル庁の長及びデジタル庁に係る事項についての主任の大臣は、内閣総理大臣である。他方、事務の遂行に当たっては、内閣総理大臣を補佐する国務大臣としてデジタル大臣を設置することとされている。デジタル大臣は、デジタル庁設置法第8条第5項により関係行政機関に対する勧告権を有している。同条第6項により、関係行政機関の長は勧告を「十分に」尊重する義務がある。勧告権が非常に強い権限となつているといえよう。

また、デジタル庁が担う所掌事務に関してはデジタル技術の活用が不可欠な要素であるため、政策決定に際してはデジタル技術の活用に関する識見が不可欠となる。そこで、事務次官に相当する人材に行政の内外を問わず民間等各界からの人材登用を可能とする政治的任用（内閣府が重要になる。

同項15号により、デジタル庁は、情報システムの整備及び管理の基本的な方針（以下「整備方針」という）の作成及び推進を行う。これは国の情報システムだけでなく、地方公共団体や公共分野の民間事業者の情報システムも対象としている。地方公共団体を含めた、多様な主体が相互に連携するためには、全体のアーキテクチャを設計することが非常に重要であり、デジタル庁が整備方針として示すことになる。

デジタル庁は、整備方針の下、同項17号により、国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する行政各部の統括及び監視を行うこととしている。「統括及び監視」とはプロジェクト管理を行うことを意味し、統括監視の対象である「行政各部」には地方公共団体は含まれない。

他方で、「国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理」については、国の行政機関が補助金を通じて地方公共団体の情報システムを整備及び管理することも含まれる。ただし、統括及び監視されるのはあくまで補助金を所管する府省であり、直接、地方公共団体に統括・管理が及ぶものではない。

デジタル庁は、同項19号により、国の行政機関が共用する情報システムの整備及び管理する。ガバメントクラウドもこの中に含まれる。国の省庁が共用するガバメントクラウドについて地方自治体も活用することは、19号の射程の範囲内であると考えられる。

地方公共団体にとって関心事項は地方公共団

閣任命）により、デジタル監を置くこととしている。

地方自治体のデジタル化の推進におけるデジタル庁の役割

デジタル庁は、以上のような特徴を持つが、デジタル庁と地方自治体との関係をより理解するには、デジタル庁設置法第4条第2項の分担管理事務を理解することが重要である。

(1) 重点計画の策定等

同項1号及び2号はデジタル社会形成のための重点計画等に関するものであり、地方公共団体を含めた、多様な主体の相互の連携を戦略的に進めるための事務となる。

(2) IDと認証

同項3号及び4号はIDに関するもの、同項7号から11号までは認証に関するものである。

多様な主体の相互の連携において重要なのは、その主体が誰であつて（ID）、アクセスしている者が本当にその者であるのかを確認すること（認証）である。

特に、マイナンバーに関係する事務は地方公共団体が大きく関わってくる。マイナンバーに関する事務については、内閣府番号制度担当室が担っていた事務がデジタル庁に移管され、利用に関することをデジタル庁が担い、発行や交付に関することを総務省が担うこととしている。

また、多様な主体の相互の連携において重要な情報交換システムの1つである、情報提供ネットワークシステムの設置及び管理について総務省から移管され、デジタル庁が行うこととなる。体のデジタル化における、デジタル庁と総務省との役割分担であろう。

地方公共団体のデジタル化について現在最も大きな課題は、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化である。この点、デジタル庁は整備方針を作成する観点から、総務省は地方公共団体との連絡調整の観点から関わることにしている。例えば、制度所管府省が策定する標準仕様書に対して支援等を行うのはデジタル庁である。他方、各地方公共団体がガバメントクラウドに構築された標準仕様書に移行する支援を行うのは総務省である。データ要件や連携要件の標準等、標準仕様書に共通する事項については、デジタル庁が主となって総務省と協力して策定することとなっている。

以上のように、役割分担は明確に整理しているが、実際には、デジタル庁と総務省は目標を共有しながら連絡を密にして取組を行っている。たとえば、地方公共団体との連絡調整事務は総務省の所管だからといって、IT室が地方公共団体から意見を直接聞かない、ということではなく、共創プラットフォームを設けること等により地方公共団体との対話を重視している。

本年9月1日にはIT室は解体され、デジタル庁が発足する。デジタル庁は、デジタルに関する高い知見を持ちながら、常に前向きに、かつ、オープンに取組みを進めていきたいと考えている。今後ともに、地方公共団体の皆さんと信頼されるような組織にしていきたいと考えている。